■■■　サイトバンカ未巡視問題　再発防止対策アクションプラン進捗管理表　■■■

SB-AP3（1）　巡視業務の管理体制の改善

実施箇所：発電部（第一発電）	リーダー：課長（第一発電）	2021 年 3 月 31 日現在

原　因	島根１，２号炉原子炉建物およびタービン建物の当社巡視業務において，巡視記録に記載された運転員の管理区域への入域が確認できないもの，管理区域には入域しているものの滞在時間が短かったものが確認された。 （巡視記録に，実際に巡視を行った運転員の氏名が記載されていなかった。）	項　目	巡視業務の適切性向上のため運用を明確化
		再発防止対策	巡視業務の適切性向上を目的に，実際に巡視を行った運転員の氏名を巡視記録に残す等の，巡視を実施する場合の具体的な運用を明確にし，「運転管理手順書」および「引継および周知手順書」に明記する。

具体的な行動計画

上段：計画(□▽)，下段：実績(■▼)

実施項目	担当	スケジュール						
		2020 年度					2021 年度	
		9 月	10 月	11 月	12 月	4Q	上期	下期
1. 巡視を実施する場合の具体的な運用を手順書に明記	発電部（第一発電）	運転管理手順書						
			10/31 手順書施行					
		引継および周知手順書						
			10/31 手順書施行					
2. 有効性評価						▽		
					▼			

具体的な対策（実施内容）

1. 巡視を実施する場合の具体的な運用を手順書に明記する。
   - 巡視を分担して実施する場合等の当直長および当直副長の管理プロセスを明確にするため，巡視を分担して実施する場合は，事前に当直長または当直副長の了解を得ることを「運転管理手順書」に明記する。
   - 実際に巡視を行った運転員を明確にするため，パトロールシートの担当（運転員）欄には，実際に巡視を実施した運転員が記名することを「運転管理手順書」および「引継および周知手順書」に明記する。
   - 巡視を分担して実施した場合，運転員毎に巡視を分担した範囲を記載するよう，「引継および周知手順書」に明記する。

2. 有効性評価
   - 手順書に反映された再発防止対策への有効性評価

対策の実施状況	有効性評価，次年度への取組み	内部監査部門による実施状況確認および評価	備考（懸案事項他）
＜2020 年度第 3 四半期＞ 1．巡視を実施する場合の具体的な運用を手順書に明記 巡視を実施する場合の具体的な運用を手順書に明記した。 （2020 年 10 月 31 日施行） ・ 実際に巡視を行った運転員を明確にするため，パトロールシートの担当（運転員）欄には，実際に巡視を実施した運転員が記名することを「運転管理手順書」および「引継および周知手順書」へ明記。 ・巡視を分担して実施する場合等の当直長および当直副長の管理プロセスを明確にするため，巡視を分担して実施する場合は，当直副長が巡視を分担する運転員を決定し，当直長へ報告することを「運転管理手順書」へ明記。 ・ 巡視を分担して実施した場合，運転員毎に巡視を分担した範囲を記載するよう，「引継および周知手順書」へ明記。	【有効性評価】 ＜2020 年度第 3 四半期＞ 実際に巡視を実施した運転員がパトロールシートの担当欄に氏名を記載することを手順書において明確にしたことを受けて，以下のとおり，パトロールシートの運用状況を確認した。 ［調査期間：2020 年 10 月 31 日 ～ 2020 年 12 月 20 日］ ・1，2 号機　原子炉関係およびタービン関係のパトロールシートと管理区域入退域記録を照合した結果，期間中全てにおいて，実際に巡視を行った運転員の氏名がパトロールシートに記載されていることを確認した。 ・管理区域内の滞在時間（入域時間）については，巡視に要する目安時間（30 分）より短い日が無いことを確認した。 上記調査期間中，巡視を分担した実績は確認されなかったが，巡視を分担した場合は，運転員毎に巡視を分担した範囲，および分担した運転員の氏名を記名するよう手順書において明確にしたことから，巡視を分担することになった場合においても，実際に巡視を実施した運転員の氏名を，適切にパトロールシートに記載し記録として残すことができると評価する。 【2020 年度第 4 四半期以降の取り組み】 2020 年度第 3 四半期の有効性評価の結果から，再発防止対策は全て完了し，適切に運用が進められており，当初の目的は達成している。 2020 年度第 4 四半期以降は，日常業務の仕組みの中で PDCA を回して自律的かつ継続的に改善を図っていく。	＜着眼点①＞ ・計画した再発防止対策が全て完了しているか。また，有効性評価が完了しているか。 ・実施した再発防止対策が，有効なものとなっているか。 ＜確認結果および評価①＞ 1.巡視を実施する場合の具体的な運用を手順書に明記 ・実際に巡視を行った運転員を明確にするため，パトロールシートの担当（運転員）欄には，実際に巡視を実施した運転員が記名することを「運転管理手順書」および「引継および周知手順書」へ明記していることを確認した。 ・巡視を分担して実施する場合等の当直長および当直副長の管理プロセスを明確にするため，巡視を分担して実施する場合は，当直副長が巡視を分担する運転員を決定し，当直長へ報告することを「運転管理手順書」へ明記していることを確認した。 ・巡視を分担して実施した場合，運転員毎に巡視を分担した範囲を記載するよう，「引継および周知手順書」へ明記していることを確認した。 ・以上の確認した対策の実施状況から，再発防止対策が全て完了していることを確認した。 ・パトロールシートの運用状況の確認として，2020 年 10 月 31 日から 2020 年 12 月 20 日の 1，2 号機原子炉関係およびタービン関係のパトロールシートと管理区域入退域記録の照合を実施し，期間中全てにおいて，実際に巡視を行った運転員の氏名がパトロールシートに記載されていることを確認していることを確認した。 また，管理区域内の滞在時間（入域時間）については，巡視に要する目安時間（30 分）より短い日が無いことを確認していることを確認した。 上記期間中，巡視を分担した実績は確認されなかったが，巡視を分担した場合は，運転員毎に巡視を分担した範囲，および分担した運転員の氏名を記名するよう手順書において明確にしたことから，巡視を分担することになった場合においても，実際に巡視を実施した運転員の氏名を，適切にパトロールシートに記載し記録として残すことができると評価していること，およびその内容が妥当であることを確認した。 以上の確認した対策の実施状況から，再発防止対策が全て完了していること，および適切な有効性評価が実施され，その内容を妥当であると評価したことから，再発防止対策は有効であると評価する。 ＜着眼点②＞ ・実施した再発防止対策が，今後も日常業務の中で，ＰＤＣＡが回る仕組みとなっているか。 ＜確認結果および評価②＞ ・実施した再発防止対策については，「運転管理手順書」，「引継および周知手順書」に反映されていること，および「安全文化醸成活動計画」へ発電部取り組み事項として織り込むと聞き取ったことから，今後も日常業務の中で，ＰＤＣＡが回る仕組みとなっている。 （2021 年 2 月 9 日）	

対策の実施状況	有効性評価，次年度への取組み	内部監査部門による実施状況確認および評価	備考（懸案事項他）
		＜2020 年度末の評価＞ 　前回評価以降に実施された対策はないことを確認した。評価は前回から変更なし。 （2021 年 4 月 14 日）	

■■■　サイトバンカ未巡視問題　再発防止対策アクションプラン進捗管理表　■■■

SB-AP3（2-1）　「常に問いかける姿勢」の意識の浸透

実施箇所：原子力強化プロジェクト	リーダー：マネージャー（原子力強化）	2021 年 3 月 31 日現在

原　因	当社運転員が巡視を実施する原子炉設備およびタービン設備の巡視回数は，適正化され見直されてきたにも関わらず，協力会社巡視員が巡視を実施するサイトバンカ・焼却・溶融設備の巡視回数は，これまで見直されることなくきたことは，「常に問いかける姿勢」をもって，業務改善を進めていく意識が十分なものでなかった。	項　目	点検不備問題におけるアクションプラン（AP4（原子力安全文化醸成活動の推進））の見直し
		再発防止対策	今回の再発防止対策および過去の不適切事案の検証結果の視点等を取り込んだ施策の見直しを行う。（例　グループ行動基準の見直し等）

具体的な行動計画

上段：計画(□▽)，下段：実績(■▼)

実施項目	担当	スケジュール							
		2020 年度						2021 年度	
		6 月	7 月	8 月	9 月	3Q	4Q	上期	下期
1. AP4 の見直し計画策定	原子力強化プロジェクト				■	■	計画作成		
					■	■	12/28 計画策定		
2. 活動実施	原子力強化プロジェクト						▽ AP4 見直し		
							■ 活動実施		
							▼ 1/4 AP4 見直し		
							■ 活動実施		
3. 有効性評価	原子力強化プロジェクト						□		□
						■			

具体的な対策（実施内容）

1. AP4 の見直し計画策定
　AP4 の各施策について，今回の再発防止対策および過去の不適切事案の検証結果の視点等を取り込んで見直しを検討する。

2. 活動実施
　AP4 を見直し，見直した活動計画を実施する。

3. 有効性評価
　施策の有効性を確認し，その結果を踏まえて次年度計画を策定する。

対策の実施状況	有効性評価，次年度への取組み	内部監査部門による実施状況確認および評価	備考（懸案事項他）
＜2020 年度第 3 四半期＞ 1. AP4 の見直し計画策定 ・AP4 の見直し計画策定・承認。(2020 年 12 月 28 日) ＜2020 年度第 4 四半期＞ 2. 活動実施 ・2021 年 1 月から実施可能な施策を追加して，点検不備 AP4 の 2020 年度計画を見直し。(2021 年 1 月 4 日) (2021 年 1 月から実施した施策) ・転入者研修にサイトバンカ事案の研修を追加して実施 1 月実績：1 名，2 月実績：２４名，3 月実績：１名 ・協力会社に対する表彰の実施 1 月実績：4 社，2 月実績：１社，3 月実績：０社	【有効性評価】 ＜2020 年度第 3 四半期＞ 今回見直した計画を点検不備 AP4 に反映し，2021 年 1 月以降，原子力安全文化醸成活動の中で PDCA を回して取り組むこととしていることから，有効であると評価する。 【2020 年度第 4 四半期以降の取り組み】 2020 年度第 3 四半期の有効性評価の結果から，再発防止対策（AP4 の見直し計画の策定）は完了し，当初の目的は達成している。 2020 年度第 4 四半期以降は，適切に運用を進め，日常業務の仕組みの中で PDCA を回して自律的かつ継続的に改善を図っていく。	＜内部監査の視点＞ ・計画した再発防止対策が全て完了しているか。また有効性評価が完了しているか。 ・実施した再発防止対策が，有効なものとなっているか。 ・実施した再発防止対策が，今後も日常業務の中で，PDCA が回る仕組みとなっているか。 ＜確認および評価結果＞ ・計画通り再発防止対策が完了していること，再発防止対策を原子力安全文化醸成活動計画に織り込み，日常業務として PDCA を回しながら活動を継続していくとしていることを，以下のとおり確認し，内部監査の視点を満足していると評価した。 ✓　「常に問いかける姿勢」をもって業務改善を進めていくこと，協力会社への関与を強化し，当社と協力会社との間のコミュニケーションの改善を図ることを目的に，点検不備に係	

対策の実施状況	有効性評価，次年度への取組み	内部監査部門による実施状況確認および評価	備考（懸案事項他）
		る再発防止対策「AP4：原子力安全文化醸成活動の推進」の見直しを行い，原子力強化プロジェクト長の承認（2020.12.28）を得ていることを確認した。 ✓ 再発防止対策を原子力安全文化醸成活動計画に織り込み日常業務として PDCA を回しながら活動を継続していくとしていることを確認した。 ✓ 今年度実施可能な施策を 1 月から実施するとして，2020 年度の原子力安全文化醸成計画に施策を追加し，計画の変更について原子力強化プロジェクト部長の承認（2021.1.4）を得ていることを確認した。 ✓ 変更した計画に基づき，研修項目にサイトバンカ事案を追加した転入者教育を 1 月 13 日に実施している。また，協力会社に対する表彰の実施を 1 月 7 日に 3 社，1 月 14 日に 1 社に対し実施していることを確認した。 （2021 年 2 月 9 日） ＜2020 年度末の評価＞ 前回評価以降について，具体的な対策に沿った活動を実施していることを確認した。評価は前回から変更なし。 （2021 年 4 月 14 日）	

■■■　原子力安全文化醸成活動の仕組み見直し　アクションプラン進捗管理表　■■■

SB-AP3（2-2）　現場に即した活動となる仕組みの構築

実施箇所：原子力品質保証、原子力強化プロジェクト、監視評価	リーダー：マネージャー（監視評価）	2024 年 3 月 31 日現在

原　因	当社運転員が巡視を実施する原子炉設備およびタービン設備の巡視回数は、適正化され見直されてきたにも関わらず、協力会社巡視員が巡視を実施するサイトバンカ・焼却・溶融設備の巡視回数は、これまで見直されることなくきたことは、「常に問いかける姿勢」をもって、業務改善を進めていく意識が十分なものでなかった。	項　目	原子力安全文化の問題やその兆候を早期に検知できるような仕組みの構築
		再発防止対策	原子力安全文化醸成活動の推進を担ってきた「原子力強化プロジェクト」の活動のあり方を含めて、問題やその兆候を早期に検知できるような仕組みの構築を検討する。

具体的な行動計画（2020年度～2022年度）

上段：計画(□▽)、下段：実績(■▼)

実施項目	担当	スケジュール					
		2020 年度		2021 年度		2022 年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期
1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討	電源事業本部（原子力品質保証）（監視評価）	新たな仕組みの検討					
			新たな仕組みの検討				
			▼12/3 仕組み構築検討完了				
				仕組みの再検討			
				▼3/31 仕組み構築検討完了			
				協力会社活動準備			活動
				▼5/19 活動計画受領・確認		▼5/ 9 活動計画受領・確認(中電環境テクノス)	
				活動計画評価		▼5/12 活動計画受領・確認(中電プラント)	
				▼8/31 取り纏め		▼6～7 月 活動計画受領(上記以外の 6 社)	
				原子力安全文化アンケート		活動計画評価	
						▼7/22 取り纏め	
				分析評価		原子力安全文化アンケート	
						分析評価	
				2/22 報告書作成▼			報告▼▼
				3/22 評価結果通知 ▼			評価結果通知▼
2. 原子力強化プロジェクトのあり方の検討	原子力強化プロジェクト	原子力強化ＰＪのあり方の検討					
			あり方検討				
				▼5/17 あり方検討完了			
3. 原子力安全文化推進体制の見直し検討	電源事業本部（原子力品質保証）（監視評価）		検討結果取りまとめ				
			新たな推進体制の検討				
			推進体制検討				
				▼6/23 推進体制見直し社内決定			
4. 原子力安全文化推進体制の見直し	電源事業本部（原子力品質保証）（監視評価）			準備が整い次第体制を見直す			更なる体制見直しの準備中
				▼7/1 監視評価グループ設置			変更認可申請（補正）▼

具体的な対策（実施内容）

1．原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討
協力会社の原子力安全文化醸成に係る体制整備も含めて、安全文化醸成に関する問題やその兆候を早期に発見できる新たな仕組みを検討する。

2．原子力強化プロジェクトのあり方の検討
今後の原子力安全文化醸成活動の推進について、活動の推進を担ってきた原子力強化プロジェクトのあり方も含めて検討を行う。

3．原子力安全文化醸成に係る推進体制の見直し
新たな仕組みおよび原子力強化プロジェクトのあり方を踏まえた新たな原子力安全文化醸成の推進体制を検討する。

具体的な行動計画（2023年度）

上段：計画(□▽)、下段：実績(■▼)

実施項目	担当	スケジュール			
		2023 年度			
		上期	下期		
1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討	電源事業本部 （原子力品質保証） （監視評価）	■■■

対策の実施状況	有効性評価、次年度への取組み	内部監査部門による実施状況確認および評価	備考（懸案事項他）
＜2020 年度第 3 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・12/3：現場に即した活動となる仕組み構築検討完了 協力会社と一体となった安全文化醸成活動（準備段階）を開始 ・12/3：中電プラントへの協力依頼発出 ＜2020 年度第 4 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・1/21：現場に即した活動となる仕組みの再検討開始 ・2/12：中電環境テクノスへの協力依頼発出 ・3/31：原子力安全文化醸成活動の課題を明確にし、それぞれに対応した以下の仕組みを構築の検討が完了した。 ① 協力会社による原子力安全文化醸成活動の実施および当社の関与 ② 当社および協力会社の原子力安全文化醸成活動の監視・評価 なお、構築した仕組みについては、原子力安全文化推進体制を変更するまでは、電源事業本部（原子力品質保証）の体制を強化し、原子力安全文化醸成に係る取り組み状況の監視・評価等を行う。 ＜2021 年度第 1 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ①協力会社による原子力安全文化醸成活動の実施および当社の関与 ・4/16、5/13、14：原子力安全文化研修（講師派遣） （中電プラント（本店、発電所）） ・5/19：原子力安全文化醸成活動計画の受領・確認 （中電プラント） ・6/11：協力会社との品質保証連絡会 協力会社への関与を強化した新たな原子力安全文化醸成活動の仕組みを説明し、意見を聴取 2. 原子力強化プロジェクトのあり方の検討 ・5/17：原子力強化プロジェクト（以下、「強化ＰＪ」という）のあり方について、以下のとおり検討が完了した。 ＜検討結果＞ 強化ＰＪが推進してきた安全文化醸成に係る諸施策により、社員への安全文化の意識の浸透が図られている。また、安全に向けた業務改善も実施してきた。 本活動等については日常業務として定着しており、今後は強化ＰＪが担ってきた機能を恒常組織である電源事業本部に移管して一元的な管理のもとで安全文化の育成および維持に取り組んでいく。 3. 原子力安全文化推進体制の見直し検討 ・6/23：上記 1. 2. の検討を踏まえた新たな推進体制を社内決定 ①電源事業本部（原子力品質保証）の監視・評価機能の強化 ②原子力安全文化推進体制の一元化（電源事業本部原子力安全文化推進体制の見直し）	＜2020 年度第 4 四半期＞ 【有効性評価】 原子力安全文化醸成活動業務の監視・評価機能を電源事業本部（原子力品質保証）に設置し、協力会社を含めた原子力安全や安全文化醸成に係る監視・評価機能の強化を図った後で、有効性評価を実施する。 【次年度への取組み】 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みと原子力強化プロジェクトのあり方を踏まえ、原子力安全文化推進体制の検討を引続き行い、準備が整い次第、体制変更を行う。 ＜2021 年度第 1 四半期＞ 【有効性評価】 実施項目 1、2 の検討結果を踏まえた原子力安全文化推進体制の見直しについて経営会議に付議し、社内決定を得た。 電源事業本部内に原子力安全文化等の監視・評価を主たる業務とする組織を設置し、協力会社を含めた原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みを運用していくことにより、監視・評価機能が強化され、安全文化の問題やその兆候の早期検知に繋がるものと評価する。 【今後の取組み】 今後は、7/1 に設置する電源事業本部（監視評価グループ）が協力会社を含めた原子力安全文化醸成活動の監視・評価活動を行うとともに、原子力安全文化推進体制変更に向けた諸手続きを実施する。 ＜2021 年度第 2 四半期＞ 【有効性評価】 発電所構内に常駐する保安業務に従事する協力会社の原子力安全文化醸成活動への取り組み状況を確認した結果、コンプライアンスに係る教育や研修は各社とも計画されており、当社として協力会社に求める教育・研修は充足されていることを確認した。 また、原子力安全文化醸成活動計画の確認・評価において、追加で実施することが望ましいとした「当社における不適切事例等の事例研修」を未実施の協力会社に対し、追加要請することとしている。 以上のことから、協力会社の安全文化醸成活動の改善に有効な活動が実施できていると評価する。 【今後の取組み】 今後も電源事業本部（監視評価グループ）が協力会社を含めた原子力安全文化醸成活動の監視・評価活動を行うとともに、原子力安全文化推進体制変更に向けた諸手続きを実施する。 ＜2021 年度第 3 四半期＞ 【有効性評価】 今後、発電所構内に常駐する保安業務に従事する協力会社の現場作業の様子を観察することとしている。 また、上記協力会社に対して、原子力安全文化の意識を調査するアンケートを実施し、現場観察およびアンケートの分析評価結果を踏まえた指示・指導を行う予定としている。 以上のことから、協力会社の安全文化醸成活動の改善に有効な活動を実施していると評価する。	＜2020 年度末の評価＞ 「1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討」の検討が完了し（活動は準備中）、その他の項目は検討中であることを確認した。 （2021 年 4 月 14 日） ＜2021 年度末の評価＞ 「1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討」および「2. 原子力強化プロジェクトのあり方の検討」の検討結果を踏まえた原子力安全文化推進体制の見直しについて、経営会議に付議し、社内決定を得ていることを確認した。 電源事業本部内に原子力安全文化等の監視・評価を主たる業務とする組織を設置し、協力会社を含めた原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの運用を実施していることを確認した。なお、新たな仕組みの運用として、発電所構内に常駐する保安業務に従事する協力会社の原子力安全文化醸成活動への取り組み状況の確認、および協力会社の原子力安全文化に関する意識調査アンケート結果を分析・評価し、弱みが見られた要素について、改善に向けた助言等を行っていることを確認した。 「1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討」、「2. 原子力強化プロジェクトのあり方の検討」、および「3. 原子力安全文化推進体制の見直し検討」の検討結果を踏まえた「4. 原子力安全文化推進体制の見直し」について、原子力安全文化推進体制変更（見直し）に向けた諸手続きを実施中であることを確認した。 以上の確認した対策の実施状況から、再発防止対策が実施されていること、および適切な有効性評価が実施され、その内容を妥当であると評価したことから、現在実施されている再発防止対策は有効であると評価した。 （2022 年 4 月 13 日）	

対策の実施状況	有効性評価、次年度への取組み	内部監査部門による実施状況確認および評価	備考（懸案事項他）
4.原子力安全文化推進体制の見直し ・6/23：体制見直し準備着手 （準備が整い次第、体制変更を行う。） ・7/ 1:電源事業本部（監視評価グループ）設置予定 ・今後、保安規定の変更認可申請を行い、認可後、強化ＰＪ機能を電源事業本部（原子力安全監理）に移管予定 ＜2021 年度第 2 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・7/ 1：電源事業本部（監視評価グループ）が原子力安全文化醸成活動に係る監視・評価活動を開始 ・8/31：監視評価グループが発電所構内に常駐する協力会社の原子力安全文化醸成活動計画について、確認し、評価した。その内容は以下のとおり。 ・コンプライアンスに係る研修や教育が計画されていること、ＰＤＣＡサイクルが回されていること等を確認し、当社の要求する教育・研修が充足されていると評価した。 ・今後は、原子力安全文化醸成活動として、追加実施が望ましいとした「当社における不適切事例」の事例研修については、各協力会社の実施状況を調査し、必要に応じて実施を要請する。 4.原子力安全文化推進体制の見直し ・7/ 1:電源事業本部（監視評価グループ）設置 ・保安規定の変更認可申請準備中 ＜2021 年度第 3 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・10/19～26：保安業務に従事する常駐協力会社に対する原子力安全文化の監視・観察活動の説明および意見交換を実施 ・11/16、17：作業安全パトロールの実施状況の観察 ・11/15～30：原子力安全文化アンケート実施（分析・評価中） 4.原子力安全文化推進体制の見直し ・保安規定の変更認可申請準備中 ＜2021 年度第 4 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・2/22：協力会社の原子力安全文化に関する意識調査結果（調査結果の分析・評価および指導事項を含む）報告書作成 ✓ マネジメントレビュー報告（3/2） ✓ 原子力安全文化有識者会議報告(3/8) ・3/22：協力会社の原子力安全文化に関する意識調査結果（調査結果の分析・評価および指導事項を含む）を発電所構内に常駐する保安業務に従事する協力会社に通知 併せて、当社の原子力安全文化醸成方針の見直しについて連絡 4. 原子力安全文化推進体制の見直し ・保安規定の変更認可申請準備中（申請時期調整中）	【今後の取組み】 今後も電源事業本部（監視評価グループ）が協力会社を含めた原子力安全文化醸成活動の監視・評価活動を行うとともに、原子力安全文化推進体制変更に向けた諸手続きを実施する。 ＜2021 年度第 4 四半期＞ 【有効性評価】 協力会社の原子力安全文化に関する意識調査アンケート結果の分析・評価を行い、その結果を経営層や社外有識者へ報告するとともに、分析・評価結果を踏まえ、協力会社に対し安全文化の改善に向けた指導等を行った。 以上のことから、協力会社の安全文化醸成活動の改善に有効な活動を実施していると評価する。 【次年度への取組み】 次年度以降も電源事業本部（監視評価グループ）が協力会社の原子力安全文化醸成に係る監視・評価活動を引き続き実施し、必要に応じて指導・助言を行う。 また、原子力安全文化推進体制変更（見直し）に向けた諸手続きを継続して実施する。		

対策の実施状況	有効性評価、次年度への取組み	内部監査部門による実施状況確認および評価	備考（懸案事項他）
＜2022 年度第 1 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ①関与を強化する協力会社 2 社の原子力安全文化醸成活動計画を受領し、確認 ・5/ 9：中電環境テクノス ・5/12：中電プラント ②原子力安全文化醸成活動の監視・評価 ・①で入手済みの 2 社を除く、協力会社 6 社に対し、活動計画の提供を依頼中 4. 原子力安全文化推進体制の見直し ・組織見直し（電源事業本部（原子力安全監理）設置）に向けての保安規定の変更認可申請準備中（申請時期調整中）	＜2022 年度第 1 四半期＞ 【有効性評価】 協力会社の原子力安全文化醸成活動計画にコンプライアンスに係る教育および前年度の意識調査結果を踏まえた活動が反映されていることを確認した。 以上のことから、協力会社の安全文化醸成活動の改善に有効な活動が実施できていると評価する。 【今後の取組み】 今後も電源事業本部（監視評価グループ）が、活動計画入手中の協力会社 6 社を含め、協力会社の原子力安全文化醸成に係る監視・評価活動を引き続き実施し、必要に応じて指導・助言を行う。 なお、原子力安全文化推進体制変更（見直し）に向けた諸手続きを継続して実施する。		
＜2022 年度第 2 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・協力会社 8 社の原子力安全文化醸成活動計画を受領・確認し、取り纏めて評価 4. 原子力安全文化推進体制の見直し ・組織見直し（電源事業本部（原子力安全監理）設置）に向けての保安規定の変更認可申請準備中（申請時期調整中）	＜2022 年度第 2 四半期＞ 【有効性評価】 協力会社の原子力安全文化醸成活動計画にコンプライアンスに係る教育および原子力安全文化醸成活動のＰＤＣＡサイクルが反映されていることを確認した。 以上のことから、協力会社の安全文化醸成活動の改善に有効な活動が実施できていると評価する。 【今後の取組み】 今後も電源事業本部（監視評価グループ）が、協力会社 8 社の原子力安全文化醸成に係る監視・評価活動を引き続き実施し、必要に応じて指導・助言を行う。 なお、原子力安全文化推進体制変更（見直し）に向けた諸手続きを継続して実施する。		
＜2022 年度第 3 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・8/19～　　：保安業務に従事する常駐協力会社の現場作業を観察 ・9/8～10/30：協力会社 8 社と原子力安全文化に関する活動の進捗確認を含む意見交換を実施 ・11/15～29　：原子力安全文化アンケート実施（分析・評価中） 4. 原子力安全文化推進体制の見直し ・組織見直し（電源事業本部（原子力安全監理）設置）に向けての保安規定の変更認可申請準備中（申請時期調整中）	＜2022 年度第 3 四半期＞ 【有効性評価】 協力会社と原子力安全文化に関する活動の進捗確認を含む意見交換を通じて、協力会社 8 社が今年度計画した安全文化醸成活動を予定どおり実施していることを確認した。 また、上記協力会社に対して実施した原子力安全文化の意識を調査するアンケートの分析評価を行う。 以上のことから、協力会社の安全文化醸成活動の改善に有効な活動が実施できていると評価する。 【今後の取組み】 電源事業本部（監視評価グループ）が、協力会社 8 社の原子力安全文化醸成に係る監視・評価活動を引き続き実施する。 また、現在実施中の現場観察の結果およびアンケートの分析評価の結果を踏まえて指導・助言を行う。 なお、原子力安全文化推進体制変更（見直し）に向けた諸手続きを継続して実施する。		
＜2022 年度第 4 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・ 8/19～2/17：保安業務に従事する常駐協力会社の現場作業を観察 ・協力会社の原子力安全文化に関する意識調査結果の報告 ✓　原子力安全文化有識者会議(2/16) ✓　マネジメントレビュー（3/13） ・3/16：協力会社の原子力安全文化に関する意識調査結果（調査結	＜2022 年度第 4 四半期＞ 【有効性評価】 協力会社の原子力安全文化に関する意識調査アンケート結果の分析・評価を行い、その結果を社外有識者や経営層へ報告するとともに、分析・評価結果を踏まえ、協力会社に対し安全文化の改善に向けた指導・助言を行った。 以上のことから、協力会社の安全文化醸成活動の改善に有効な活	＜2022 年度末の評価＞ 「1.原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討」結果を踏まえて見直された推進体制の下で、以下のとおり、協力会社を含めた新たな仕組みが運用され、協力会社に対して安全文化活動の改善に向けた確認および指導・助言が行われていることを確認した。	

対策の実施状況	有効性評価、次年度への取組み	内部監査部門による実施状況確認および評価	備考（懸案事項他）
果の分析・評価および指導事項を含む）を発電所構内に常駐する保安業務に従事する協力会社 8 社に通知 4. 原子力安全文化推進体制の見直し ・組織見直し（電源事業本部（原子力安全監理）設置）に向けての保安規定の変更認可申請中（1/31 申請（補正）） ＜2023 年度第 1 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・5/17～5/23：協力会社 8 社と原子力安全文化醸成活動の前年度実績および活動計画の確認を含む意見交換を実施 ・6/14：協力会社 8 社の原子力安全文化醸成活動計画を受領・確認し、取り纏めて評価 4. 原子力安全文化推進体制の見直し ・組織見直し（電源事業本部（原子力安全監理）設置）に向けての保安規定の変更認可申請中 ＜2023 年度第 2 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・7/12～：保安業務に従事する常駐協力会社の現場作業を観察 4. 原子力安全文化推進体制の見直し ・組織見直し（電源事業本部（原子力安全監理）設置）に向けての保安規定の変更認可申請中 ＜2023 年度第 3 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・10/17～10/20：協力会社 8 社と原子力安全文化に関する活動の進捗確認を含む意見交換を実施 ・11/15～28　：原子力安全文化アンケート実施（分析・評価中） 4. 原子力安全文化推進体制の見直し ・組織見直し（電源事業本部（原子力安全監理）設置）に向けての保安規定の変更認可申請中 ＜2023 年度第 4 四半期＞ 1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討 ・協力会社の原子力安全文化に関する意識調査結果（調査結果の分	動を実施していると評価する。 【今後の取組み】 次年度以降も協力会社の原子力安全文化醸成に係る監視・評価活動を引き続き実施し、必要に応じて指導・助言を行う。 なお、原子力安全文化推進体制変更（見直し）に向けた諸手続きを継続して実施する。 ＜2023 年度第 1 四半期＞ 【有効性評価】 協力会社 8 社と原子力安全文化醸成活動に関する意見交換を通じて、協力会社の原子力安全文化醸成活動の前年度実績および活動計画を確認した。 協力会社 8 社の原子力安全文化醸成活動計画にコンプライアンスに係る教育および原子力安全文化醸成活動のＰＤＣＡサイクルが反映されていることを確認した。 以上のことから、協力会社の原子力安全文化醸成活動の改善に有効な活動を実施していると評価する。 【今後の取組み】 今後も協力会社の原子力安全文化醸成に係る監視・評価活動を引き続き実施し、必要に応じて指導・助言を行う。 なお、原子力安全文化推進体制変更（見直し）に向けた諸手続きを継続して実施する。 ＜2023 年度第 2 四半期＞ 【有効性評価】 発電所の現場作業の観察を通じて、協力会社の振る舞いを確認し、必要に応じて指導・助言を行った。 以上のことから、協力会社の原子力安全文化醸成活動の改善に有効な活動を実施していると評価する。 【今後の取組み】 今後も協力会社の原子力安全文化醸成に係る監視・評価活動を引き続き実施し、必要に応じて指導・助言を行う。 なお、原子力安全文化推進体制変更（見直し）に向けた諸手続きを継続して実施する。 ＜2023 年度第 3 四半期＞ 【有効性評価】 協力会社 8 社と原子力安全文化醸成活動に関する意見交換を通じて、協力会社の原子力安全文化醸成活動の進捗状況を確認した。 また、上記協力会社に対して実施した原子力安全文化の意識を調査するアンケートの分析評価を行う。 以上のことから、協力会社の原子力安全文化醸成活動の改善に有効な活動を実施していると評価する。 【今後の取組み】 今後も協力会社の原子力安全文化醸成に係る監視・評価活動を引き続き実施し、必要に応じて指導・助言を行う。 なお、原子力安全文化推進体制変更（見直し）に向けた諸手続きを継続して実施する。 ＜2023 年度第 4 四半期＞ 【有効性評価】 協力会社の原子力安全文化に関する意識調査アンケート結果の分	電源事業本部（監視評価）は、協力会社 8 社の活動計画について、「原子力安全文化醸成に係る適切な教育・研修が計画・実施されているか」および「原子力安全文化醸成活動の PDCA サイクルは回されているか」の観点で評価を行い、協力会社に求める教育・研修は充足されていること、前年度実績を踏まえて次年度の計画が策定されており、PDCA サイクルがきちんと回されていることから、有効な活動が実施できていると評価したうえで、引き続き、監視・評価活動を実施し、必要に応じて指導・助言を行うとしている。 電源事業本部（監視評価）は、協力会社 8 社の現場の品質保証責任者クラスと意見交換を行い、今年度の安全文化醸成活動の実施状況および前年度の意識調査結果を踏まえて助言した事項の対応状況を確認し、聞き取った意見を分析するため、今年度の意識調査へ設問を追加している。 電源事業本部（監視評価）は、協力会社への意識調査の結果について、協力会社 8 社および会社別の評価を行い、分析結果を踏まえた指導・助言を行っている。 「4. 原子力安全文化推進体制の見直し」については、組織見直し（電源事業本部（原子力安全監理）設置）に向けた保安規定の変更認可申請（補正）を 2023 年 1 月 31 日に原子力規制委員会へ提出しており、審査が開始されている。 以上の確認結果から、再発防止対策が確実に実施されていることおよび適切な有効性評価が実施され、その内容が妥当であると評価したことから、現在実施されている再発防止対策は有効であると評価した。 （2023 年 4 月 7 日） ＜2023 年度末の評価＞ 「1. 原子力安全文化醸成に係る新たな仕組みの検討」結果を踏まえて見直された推進体制の下で、以下のとおり、協力	

対策の実施状況	有効性評価、次年度への取組み	内部監査部門による実施状況確認および評価	備考（懸案事項他）
析・評価および指導事項を含む）を発電所構内に常駐する保安業務に従事する協力会社 8 社に通知(1/17) ・協力会社の原子力安全文化に関する意識調査結果の報告 ✓ 原子力安全文化有識者会議(2/29) ✓ マネジメントレビュー（3/6） 4. 原子力安全文化推進体制の見直し ・組織見直し（電源事業本部（原子力安全監理）設置）に向けての保安規定の変更認可申請中 ・監視・評価活動の効果をより高いものとするため、電源事業本部から独立した立場で監視・評価活動を行うための「原子力安全監理部門」を新設することについて、社内決定した（2/19） ・原子力安全監理部門を新設するための、保安規定審査対応、社内諸手続きを継続する	析・評価を行い、その結果を社外有識者や経営層へ報告するとともに、分析・評価結果を踏まえ、協力会社に対し安全文化の改善に向けた指導・助言を行った。 監視・評価活動を実施する組織を電源事業本部の組織内部または外部に設置することが適切かを比較検討した結果、外部に設置することにより、監視・評価活動の効果をより高めることができるものと評価し、原子力安全文化等の監視・評価を行う組織の新設について社内決定をした。 協力会社を含む島根原子力発電所の原子力安全文化等を客観的に監視・評価することを主たる業務とする社長直属組織を新設することにより、監視・評価機能が強化され、安全文化の問題やその兆候の早期検知に繋がる。 以上のことから、協力会社の安全文化醸成活動の改善に有効な活動を実施していると評価する。 【今後の取組み】 次年度以降も協力会社の原子力安全文化醸成に係る監視・評価活動を引き続き実施し、必要に応じて指導・助言を行う。 なお、原子力安全文化推進体制変更（見直し）に向けた諸手続きを継続して実施する。	会社を含めた新たな仕組みが運用されていることを確認した。 ・5/17～5/23：協力会社 8 社と原子力安全文化醸成活動の 2022 年度実績および 2023 年度活動計画、ならびに原子力安全文化に関する意識調査結果の意見交換を実施している。また、2023 年度の活動計画を評価し、問題ないことを確認している。(6/14) ・10/17～10/20：協力会社 8 社と原子力安全文化に関する活動の進捗確認等の意見交換を実施している。 ・11/15～28：協力会社 8 社に対する原子力安全文化に関する意識調査を実施し、1/17 に意識調査結果を各社へ通知している。また、原子力安全文化有識者会議(2/29)およびマネジメントレビュー(3/6)において、協力会社の意識調査結果を報告している。 「4. 原子力安全文化推進体制の見直し」については、監視・評価活動の効果をより高いものとするため、電源事業本部から独立した立場で監視・評価活動を行うよう、「原子力安全監理部門」を新設することについて、社内決定（2/19）していることを確認した。 また、原子力安全監理部門を新設するための、保安規定審査対応、社内諸手続きを継続していることを確認した。 以上の確認結果から、協力会社への関与や推進体制の強化により、再発防止対策が確実に実施され、その内容が妥当であることから、再発防止対策は有効であると評価した。 （2024 年 4 月 1 日）	

■■■　サイトバンカ未巡視問題　再発防止対策アクションプラン進捗管理表　■■■

SB-AP3（3）　確実な水平展開の実施

実施箇所：原子力品質保証，保修部（保修管理），廃止措置・環境管理部（放射線管理）	リーダー：マネージャー（原子力品質保証）	2021 年 3 月 31 日現在

原　因	保安規定に基づき実施する業務の一部をアウトソースする委託会社に再発防止対策を水平展開する。	項　目	コンプライアンス意識や原子力安全文化醸成に関する当社の関与を強化
		再発防止対策	保安規定に基づき実施する業務でアウトソースしているものについて，業務内容を精査し，当社社員と同じレベルのコンプライアンス意識や安全文化への意識が必要な業務を明確にし，当該の委託先に対し，コンプライアンス意識や原子力安全文化醸成に関する当社の関与を強化する。

具体的な行動計画

上段：計画(□▽)，下段：実績(■▼)

実施項目	担当	スケジュール									
		2020 年度								2021 年度	
		8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	上期	下期
1. 水平展開範囲の検討（対象業務の洗い出し）	電源事業本部（原子力品質保証）		対象業務洗い出し・水平展開範囲の決定								
			■		対象業務洗い出し・水平展開範囲の決定						
2. ＱＭＳ文書改正	保修部（保修管理）				改正内容検討						
					ＱＭＳ文書改正 ▽						
					■	改正内容検討					
						▼12/21 手順書施行					
3. 水平展開の実施	廃止措置・環境管理部（放射線管理）				委託仕様書改正			次年度計画策定			
							活動実施				
					委託仕様書改正内容検討				次年度計画策定		
					■				■		
						改正内容通知 ▼	活動実施				
							■				
4. 活動の評価・改善	廃止措置・環境管理部（放射線管理） 電源事業本部（原子力品質保証）							評価・改善			
									報告 ▽		
							▼評価				
								▼1/29 報告書作成完了			
								▼2/4 社長報告			

具体的な対策（実施内容）

１．水平展開範囲の検討（対象業務の洗い出し）
　当社社員と同じレベルの活動が必要な業務の洗い出しを行い，水平展開先を明確にする。

２．ＱＭＳ文書の改正
　当社社員と同じレベルの活動の実施が必要な業務をＱＭＳ文書で規定する。

３．水平展開の実施
（１）１．で明確化された業務について，委託仕様書を改正し，コンプライアンス意識の醸成や原子力安全文化醸成活動の実施を要求する。
（２）当社は委託先のコンプライアンス意識の醸成や原子力安全文化醸成活動への関与を強化する。

４．活動の評価・改善
（１）活動内容を評価し，必要に応じて改善を行う。
（２）活動の評価・改善内容を経営層に報告する。

対策の実施状況	有効性評価，次年度への取組み	内部監査部門による実施状況確認および評価	備考（懸案事項他）
＜2020 年度第 3 四半期＞ 1．水平展開範囲の検討 ・10/30：対象業務洗い出し，水平展開範囲の決定 2．QMS 文書改正 ・12/21：当社と同じレベル※の安全文化醸成活動の要求を「調達管理手順書」へ明記 ※当社の原子力安全文化醸成活動計画に示す内容 3．水平展開の実施 ・12/24：具体的に要求する活動内容を検討し，方針決定 ・12/25：委託仕様書を改正 ・12/25：業務指示書で委託先に業務指示 ＜2020 年度第 4 四半期＞ 3．水平展開の実施 ・1/19：活動開始（発電所長メッセージの周知，ヒューマンエラーニュースの周知 他） ・3/25：次年度委託計画策定完了（安全文化醸成活動は計画策定後に別途提示することを委託仕様書に記載） 4．活動の評価・改善 ・1/29：活動状況の報告書作成完了 ・2/ 4：社長報告	【有効性評価】 ＜2020 年度第 3 四半期＞ 水平展開の対象業務を明確化し，当社と同等レベルの原子力安全文化醸成活動を実施させることを QMS 文書で明確化しており，QMS 文書に基づき，具体的な活動内容を委託仕様書に記載することから，協力会社に当社と同等レベルの活動を行わせるための要求はなされると評価する。 また，要求する活動内容は，業務指示書により委託先に業務指示を行っていることから，確実な水平展開が図られるものと評価する。 活動の実施状況は，中電プラントの活動の実施状況と合わせて社長に報告する予定である。 ＜2020 年度第 4 四半期＞ 原子力安全文化醸成活動の 2021 年 1 月の実績・見込みから実施状況を評価した結果，当社の要求事項は達成される見込みであることから，水平展開は確実に実施されていると評価する。 【2020 年度第 4 四半期以降の取り組み】 2020 年度第 3 四半期の有効性評価の結果から，再発防止対策は全て完了し，適切に運用が進められており，当初の目的は達成している。 2020 年度第 4 四半期以降は，日常業務の仕組みの中で PDCA を回して自律的かつ継続的に改善を図っていく。	＜着眼点①＞ ・計画した再発防止対策が全て完了しているか。また，有効性評価が完了しているか。 ・実施した再発防止対策が，有効なものとなっているか。 ＜確認結果および評価①＞ 1．水平展開範囲の検討（対象業務の洗い出し） ・電源事業本部（原子力品質保証）は，再発防止対策の協力会社への水平展開範囲を検討するにあたり，保安規定に基づき実施する委託業務を洗い出し，対象業務（協力会社）を選定し，水平展開先を明確にしていることから，計画した再発防止対策が全て完了していることを確認した。 ・対象業務の選定方法ならびにスクリーニング基準を設け，また対象業務委託先の原子力安全文化醸成活動の現状を考慮し，明確化していることから有効であると評価していること，およびその内容が妥当であることを確認した。 2．ＱＭＳ文書改正 ・保修部（保修管理）は，上記１．で選定した対象業務をＱＭＳ文書（調達管理手順書）に追加し，原子力安全文化を醸成するための活動を要求していることから，計画した再発防止対策が全て完了していることを確認した。 ・上記１.で選定した対象業務についてはＱＭＳ文書（調達管理手順書）で当社と同等レベルの原子力安全文化醸成活動を実施させることを明確化しており，具体的な活動内容の委託仕様書への記載により，協力会社に当社と同等レベルの活動を行わせるための要求はなされるため有効であると評価していること，およびその内容が妥当であることを確認した。 3．水平展開の実施 ・廃止措置・環境管理部（放射線管理）は，１．で明確化された業務（根本原因に係る対策の対象先である中電プラントおよび現状で当社と同等レベルの活動を行っていると評価した社※に委託している業務は除く）について，当社が実施する原子力安全文化醸成活動の実施を求めた委託仕様書の改正を行っていることから，計画した再発防止対策が全て完了していることを確認した。 ※当該社が実施している原子力安全文化醸成活動等の取り組みと当社の取り組みを比較し，今後，当該社の取り組みに不足があると判断した際は，水平展開の実施内容を要請することとしており，当社と当該社間でコンプライアンス，原子力安全文化醸成活動への協力等に関する覚書を締結している。 ・協力会社に対し要求する活動内容は，業務指示書により委託先に業務指示を行っていることから，有効であると評価していること，およびその内容が妥当であることを確認した。 4．活動の評価・改善 ・協力会社が行った原子力安全文化醸成活動の実績（2021 年 1 月）ならびに今後の見込みから，当社の要求事項は達成され，水平展開は確実に実施されていると活動の有効性評価を行っていること，および活動内容の評価を含めた実施状況について社長へ報告(2/4)していることから，計画した再発防止対策が全て完了していることを確認した。 ・上述の有効性評価について，その内容が妥当であることを確認した。 以上の確認した対策の実施状況から，再発防止対策が全て完了していること，および適切な有効性評価が実施され，その内容を妥当であると評価したことから，再発防止対策は有効であると評価する。	

対策の実施状況	有効性評価，次年度への取組み	内部監査部門による実施状況確認および評価	備考（懸案事項他）
		＜着眼点②＞ ・実施した再発防止対策が，今後も日常業務の中で，ＰＤＣＡが回る仕組みとなっているか。 ＜確認結果および評価②＞ ・次年度以降の『水平展開の実施』は，次年度委託の検討段階において，受託者に具体的な活動内容を要求する検討が行われる（調達管理手順書　別冊-1 業務委託管理マニュアルに規定）ことから，今後の再発防止対策は日常業務の中でＰＤＣＡが回る仕組みとなっていると評価する。 ・次年度以降の『活動の評価・改善』は，定期に行う原子力安全文化に関するマネジメントレビューにあわせて実施することを聞き取ったことから，今後の再発防止対策は日常業務の中でＰＤＣＡが回る仕組みとなっていると評価する。 （2021 年 2 月 9 日） ＜2020 年度末の評価＞ 前回評価以降について，具体的な対策に沿った活動を実施していることを確認した。評価は前回から変更なし。 （2021 年 4 月 14 日）	